

株主権保護の法体系の構築について

中国社会科学院法学研究所 教授 劉 俊海

名古屋大学法学研究科 博士前期課程 潘 姝蓉(訳)

目 次

- 一 株主権保護の法体系を構築する必要性
- 二 株主権保護に関する立法体系の改善
- 三 政府機能の転換、株主権保護における政府主管部門の役割
- 四 少数株主提訴権の法的保護の強化
- 五 商法または商業倫理の側面からの仲介機構職業責任の強化
- 六 株主権保護に関する研究の必要性
- 七 投資者協会制度の設置
- 八 メディアによる株主総会運営への監督

一 株主権保護の法体系を構築する必要性

会社は営利を目的とする社団法人である。会社法は、会社が営利を最大限に追求し、株主の利益を最大限に追求することを目的に作られている。近代会社法の歴史は、株主の権利保護のために奮闘してきた歴史でもあって、会社法は実質的に株主の権利を保護しようとする法律である。株主の権利保護がどの程度実施されているかは、株主の個人利益のみならず、会社制度の存廃にもつながっており、ひいては、従業員、経営者、消費者、債権者、取引先、会社所在地の住民・政府の利益および社会全体の利益にも関係している。株主権を保護することは、経済的、かつ政治的にも重要な意味を持つものである。

中国の市場経済体制および市民社会が形成されつつあることの象徴は、契約関係および契約制度が構築されたことであるというよりも、会社および会社制度が芽生え、成長してきたことであるというべきであろう。株主の権利・利益および投資意欲を保護し、経済改革における会社制度の役割を十分に発揮させるために、中国の立法機関は1993年12月29日に「会社法」、1998年12月29日に「証券法」をそれぞれ公布した。しかし、株主の権利保護に関しては、我が国の上場会社

および非上場会社にまだ多くの困難や問題が存在している。株主は、その権利・利益が行政部門、大株主、会社の役員、法律事務所・会計事務所である仲介機構などによって侵害されがちな局面に直面している。会社の経営者は、職務を遂行する際に透明性、責任感、誠実性などに欠けている。会社の大株主が権利を濫用し、会社の財産や少数株主の権利を侵害するという事例が多発している。これは、「会社法」や「証券法」に立法上の瑕疵や不備があり、中国証券規制機関または司法機構が「会社法」、「証券法」を執行する際の無力感、非効率性、ひいては少数株主が法により自分の権利を保護することができないといった現実を反映している。近年、“紅光”、“大慶聯誼”、“銀広夏”といった上場会社が法律事務所・会計事務所などの仲介機構と結託して財務諸表を偽って投資者の利益を侵害した事件が、このような問題の深刻さを物語っている。

したがって、中国の株主権保護の現状を踏まえて、株主の権利保護に関して先進諸国における立法、判例および学説を大いに参考にすることは、中国の株主権を保護する法体系を構築するうえで有意義であろう。

二 株主権保護に関する立法体系の改善

株主権の保護は、「会社法」の立法趣旨であるに止まらず、中国の市場経済に対応するために行われる法整備の立法趣旨の一つでもある。およそ株主権に関係する法律、行政法規、条例などは、当然ながらこの趣旨に従うべきであり、それと衝突してはならない。しかし、従来の計画経済体制のもとに作られた法律の多くでは株主権保護に関する規定が置かれていない。したがって、立法機関はこれらの条文を整理し、廃止すべきものを廃止しなければならないと提案したい。

株主権保護という趣旨にしたがって、「会社法」を中心に、民商法などにおける関連の法律を改正することは、当面、市場経済に対応するための法整備上の急務の一つである。具体的に言えば、改正の必要な法律として以下のようなものが上げられる。「証券法」、「信託法」、「投資基金法」といった商法範疇の法律のほか、民法範疇内の「民法典」、「民事訴訟法」、さらに公法範疇の「刑法」、「刑事訴訟法」および「行政訴訟法」等である。「会社法」は、合計で230条あるが、適用しにくい条文が少なくない。株主権保護に関して完備されていない条文も含まれている。「会社法」は、中国の実情を配慮し、国際慣習も遵守しなければならない。とりわけ、「会社法」は、経済のグローバル化が進み、インターネットが普及してきたことを配慮しつつも、法律としての予期性、厳密性、透明性、実用性などを重視しながら改正しなければならない。ま

た、「会社法」の改正では、株主権の行使、救済方法についてできる限り詳細、かつ具体的な条文を置くべきである。その際には、立法者は、株主に対し、株主自治、契約自由および定款自由などの原則に基づいて自己利益のために最善の方式を選択する権利を与えるべきである。「証券法」に関しては、株式発行審査制度をはじめ、企業買収および情報開示制度を改善し、上場会社の経営者が仲介機構などと結託して行ったインサイダー取引、その他の違法行為に対して懲戒措置を強化しなければならない。会社法と証券法はともに民事特別法であり、株主権も民事法上の権利の一種であるため、「会社法」、「証券法」に株主権保護に関する規定が置かれていない場合には、民法の一般原則（たとえば意思自治、誠実信用、平等原則、公序良俗）または具体規定を適用すべきである。したがって、「民法典」の制定、とくに民法における総則の内容および不法行為に関する規定の整備は、株主の権利を保護するうえで重要な役割を果たすことになる。

三 政府機能の転換、株主権保護における政府主管部門の役割

株主の権利を保護することは、政府部門の重要な職責の一つである。政府は、所有権や債権と同様に、株主の権利を神聖なる権利として尊重しなければならない。行政部門は、国家株の株主としての立場と、国家の公権力の掌握者としての立場を、明確に区分する必要がある。行政部門は、国家株の株主である場合に、大株主の権限を濫用して少数株主の権利を侵害するようなことがあってはならない。一方、政府は公権力の掌握機関として、企業の所有形態、国籍その他の条件を問わず、株主を平等に扱わなければならない。政府は、マクロコントロール、市場参入、行政指導および法律規定などあらゆるの手段を用いて、株主の権利を保護するうえで積極的な役割を果たさなければならない。

政府は、株主による自治、および株主間の民主的な関係を尊重しなければならず、自ら推薦したモデル定款を会社に強制的に受け入れさせてはならない。政府は、法により定められた行政登記権、行政調査権、行政処罰権、行政調停権を適時に用いて合法的な投資行為の効力を確認し、株主の権利を害するような行為を断固として抑制しなければならない。政府は、名義上のみ「全人民所有制」あるいは「集団所有制」と称している民営（私営）企業のために、社会主義的な象徴としての「赤い帽子」（社会主義計画経済下の企業形態の象徴）を脱がせ、民営企業の企業主を正々堂々と法律の舞台に立たせ、株主として権利を行使させなければならない。

政府は、法定の原則、公平原則、株主権尊重原則、透明性原則などの諸原則に基づいて企業の

経営活動に影響を及ぼすべきであろう。法定の原則では主体性、職権および法定手続きを強調すべきであり、司法審査原則では、人民法院が政府部門の抽象的な行政行為を審査することを強調すべきである。さらに、少数株主の権利保護を強化するために、CSRCあるいは国家工業商業行政管理総局の下に投資者權益保護局を設けることを提言したい。

四 少数株主提訴権の法的保護の強化

株主は、自分自身および他の株主の利益を保護するために、会社の役員、法律事務所・会計事務所である仲介機構、または機関投資家による違法行為、契約違反行為または不法行為に対して民事訴訟（株主個人訴訟、株主代表訴訟、株主集団訴訟）を提起する権利を有しており、このような権利の行使によって民事損害賠償を請求し、救済を受けることができる。また株主は、証券市場の規制機関の違法な行政行為（作為および不作為）に対し行政訴訟を提起する権利を有しており、そのような権利の行使によって国の賠償責任を請求し、救済を受けることができる。

しかし、2002年1月15日までは、上場会社の株主が「証券法」に基づいて、会社役員の虚偽表示、インサイダー取引または相場操縦に関して提訴した案件などに対し、人民法院の態度は消極的であった。たとえば、上海市のある基層人民法院は全く審理を行わないまま、被告の行為と原告の蒙った損失との間に因果関係がないことを理由として、原告である「紅光株式会社」の少数株主が会社役員の虚偽表示に対して提起した損害賠償請求を却下した。

もっとも、2001年9月に最高人民法院から出された司法解釈にあっては、下級人民法院は証券関係にかかわる民事紛争事件を「暫定的に受理しない」ものとされていた。「暫定的に受理しない」ことの意味は、本来は受理すべきであるが、現在は受理せず、将来は受理するというように解釈できる。しかし、なぜ現在受理しないのか、将来といっても、将来いつ受理するかが問題となる。

4ヵ月が経過した後、最高人民法院は2002年1月15日に「証券市場における虚偽表示による民事権利侵害案件の受理に関する通知」（以下「1.15通知」という）を公布し、授權された中級人民法院に対して、証券市場における虚偽表示による民事権利侵害案件を受理するように指示した。「1.15通知」は、未熟ではあるが、株主権保護に関して希望をもたらした。

本章においては、人民法院は、司法手段による少数株主の権利保護を強化するために、公平および効率の原則を貫くべきであり、法制の枠組みを確立することにより大胆、かつ迅速に株主の権利を保護すべきであるとの立場から、以下のように提言したい。

(1)少数株主の権利の保護に関して、人民法院が受理できる訴訟案件の範囲を広げるべきである。人民法院は、虚偽表示による損害賠償事件のほか、インサイダー取引および相場操縦による事件、株主権保護にかかわるその他の民事事件をも積極的に受理しなければならない。民事事件と刑事事件は明確に異なり、両者の相違点は以下のようなところに現れている。すなわち、近代刑法は、罪刑法定主義を提唱し、類推解釈に反対するのに対して、近代の民商法は私的自治を提唱し、民商法の適用範囲を広げようとしている。先進諸国においては、裁判官が法律上規定がないことを理由に民事訴訟事件を受理しないことは、違法とされる。たとえば、フランス民法典第4条には、次のような規定が置かれている。「裁判官は、法律の規定がなく、あるいは規定が不明確、または欠如があることを口実として審判を拒否する場合には、審判拒否罪に問われる」。筆者は、かつて訪中されたドイツ民商法学者、パフル教授に対して、「なぜドイツ民法典にこれと類似の規定が設けられていないのか」と尋ねたことがある。それに対し教授は「これは常識であって、とくに民法典に定める必要がない」と答えられた。大陸法系のドイツでこのような考え方が一般的であるとすれば、ましてや判例法を重視する英米では当然のことと受け止められているのであろう。我が国においても、制定中の「民法典」にも、現行の「裁判官法」や「人民法院組織法」にも、このような考え方を取り入れるべきである。人民法院は、法律が制定されてから消極的に介入するのではなく、法理的にも政策的にも証券市場の整備および株主権保護に積極的に参与すべきである。当然ながら、法律の規定がなく、あるいは規定の内容が不明確であるという状況のもとで審理が行われるとなれば、一審の人民法院が間違えて判決を下すことはあろう。しかし、中国では二審制が採用されており、民事訴訟法においては審判監督制度も設けられている。それらに加えて、近年、裁判官の資質も相当に改善されてきた。それらを理由に、たとえ一審の判決が間違ったとしても、最終的には二審で是正され、正しい判決が下されると信じたい。

(2)行政処罰の決定を民事訴訟提起の前提とする制度を取り消すべきである。「1.15通知」によれば、「人民法院に受理された虚偽表示による民事訴訟事件における虚偽表示行為とは、中国証券監督管理委員会またはその出先機関の調査を受け、有効な処罰決定を受けたものでなければならない。当事者がこの調査結果を根拠として民事訴訟を提起した場合に限って、人民法院は法により受理することができる」。この規定の立法趣旨は、株主の挙証責任を軽減するところにあると思われる。すなわち、CSRCから処罰を受けた者は当然ながら、不法行為や契約違反をなした行為者である。原告はそういった不法行為などの挙証責任を果たす代わりに、CSRCによる処罰決定

を提出すればよい。また、このような規定内容は、資質のある裁判官が不足している人民法院にとっては、訴訟案件の急増によって案件の受理に対応しきれない状況避けるための現実的な方法である。しかし、このような規定内容により、株主は、人民法院は案件の受理に消極的であり、とりわけ面倒な事件を受理したくないと受け止めがちになることであろう。

筆者は、以下の理由から、CSRCの行政処罰決定を民事訴訟提起の前提とする制度は取り消すべきであると考え。理論的に考えれば、行政処罰と民事責任は適用する法律関係がそれぞれ違う。前者は、非平等主体間の行政関係を調整の対象とし、後者は平等主体間の民事関係を調整の対象としている。CSRCは、行政機関であり、定員、法律適用の水準および法律執行手続などから制約を受けているため、上場会社や証券会社などの違法行為が増えると、迅速に対応して処罰決定を下すことが不可能となる。株主は上場会社や証券会社の違法行為に対して民事損害賠償訴訟を提起しても、なかなか受理されず、救済を受けられない。これによって、より深刻な問題も起こりそうである。すなわち、行政処罰手続が長引いている間に、違法行為者が株主から騙し取った財貨を移転したり隠匿したりする恐れがある。こうなると、たとえ少数株主が後日に訴訟に勝ったとしても、株主の損害額を賠償する財貨は既になくなっていくことになる。人民法院は、CSRCの行政処罰決定に拘束されず、契約違反や不法行為に対して最終的な司法決定を下す権利を有する。

(3) 人民法院は、事件を審理する際に証券法、会社法、契約法、民法通則などの規定が不明確であるために法的根拠が不充分である場合には、法理や商事慣習などを適用して判断しなければならない。株主の自己の権利を保護する意欲を引き出すように、株主は、たとえ保有している株式が1株であっても、民事訴訟の提訴権を与えられるべきである。被告としうる者には、発起人、株式発行・売出しの引受業者、仲介機構、会社役員（取締役、監査役、経理）などは当然のこと、発行市場において虚偽表示をなした発起人または支配株主、あるいは流通市場において虚偽表示をなした者（メディア、学者、政府官僚など）も含まれるべきである。虚偽表示の損害賠償事件については、証券市場における情報瑕疵担保理論に従い、厳格責任原則を貫くべきであり、過失責任・過失推定原則を適用するべきではない。当然ながら、故意で虚偽表示がなされた場合には、被告は原告株主に対し連帯責任を負わなければならない。過失で虚偽表示がなされた場合には、被告は原告株主に対し按分責任を負わなければならない。原告の株主が虚偽表示の行為と自分の蒙った損失を立証できれば、人民法院は両者の間に因果関係があることを推定できる。しかし、被告は反証により原告の主張を覆すこともできる。損害賠償範囲の確定については、現実損害賠

償原則に従い、直接損失も間接損失も賠償しなければならない。また、原始損失も派生損失（弁護士費用等）も賠償しなければならない。原始損失には株式の売買による差額（株式購入時と売却時の差額あるいは株式購入時の価格と虚偽情報が発覚した後一定期間内の平均終値（人民法院が判決を言い渡す時に原告がなお株式を有している場合）との差額）、利子損失、株式売買の手数料および税金などが含まれる。株価下落による損失は含めるべきではない。「契約法」における契約を守る方の損失減少原則の適用も慎重であるべきである。原因競合の抗弁については、証拠があれば、人民法院は支持すべきである。訴訟コストを削減するために、人民法院は株主代表訴訟または株主集団訴訟を認めるべきであろう。

最近、会社の経営者または仲介機構が違法行為をなした際の責任については、「行政責任を負えば、民事責任を負わない。民事責任を負えば、行政責任を負わない」という考え方が見られる。すなわち、違法行為をなした者は、行政処罰を受けた場合には、民事責任を問われない。人民法院は、違法行為をなした者が行政処罰を受けたことを理由に、それらの者に対して提起された訴訟事件を受理しない。このような考えは間違っている。21世紀に入って株主利益の保護をより手厚く施すためには、違法行為をなした者に対して民事責任のみならず、行政責任、刑事責任を追及するものとし、これら三者を併用しなければならない。

五 商法または商業倫理の側面からの仲介機構職業責任の強化

先進諸国では会計士、資産評価機構、弁護士事務所、公証役場および証券会社などの仲介機構は、「経済警察」と称されるほどに、市場秩序を維持するうえで重要な役割を果たしている。中国においてそのような仲介機構が公信力、独立性および公正性を有するかは、WTO加盟後の中国の証券市場が健全に発展できるか否かの鍵となっている。したがって、関係の法律を整備し、国際基準に合わせて仲介機構またはその従業員の職業道徳や業務資質の改善を図るべきである。仲介機構またはその従業員の責任追及にかかわる法律の条文の内容を明確にしなければならない。たとえば、「証券法」161条は、虚偽情報を提供した仲介機構は「責任のある部分に対し、連帯責任を負わなければならない」と規定している。しかし、「責任のある部分」とは何かがきわめて曖昧で不明確である。仲介機構に関する法律の条文を整備することは当面の急務の一つに数えられよう。

六 株主権保護に関する研究の必要性

中国の会社法学者は、株主権保護に関する法理を深く研究したうえで、株主権の保護につき生じている具体的な問題に対し株主の権利を保護しうる法的枠組みを構築し、会社法立法、証券法立法、行政立法および刑法立法を改善するための提案をしていかなければならない。株主権保護における具体的な問題に合わせて、立法、監督管理等についての提言をしなければならない。株主権を保護する法体系を構築し、株主の投資意欲を大いに保護し、ひいては健全な企業統治を構築することを図らなければならない。また、株主の権利保護に関して国際学術交流や共同研究を行うことも、会社法学者にとって研究を深める上で最も重要な課題の一つであろう。

七 投資者協会制度の設置

中国では、株主権の保護を強化するために業界における協会または社会経済団体が役割を果たすようにするべきであろう。消費者協会運営の経験からすれば、筆者は、弱い立場に置かれている投資者が団結して団体（株主協会、投資者協会など）を組織することを提言したい。各級の政府は投資者協会の運営に協力しなければならない。これらの投資者団体の活動が投資者の利益を保護するという目的から離れることを防止するために、投資者協会が営利的な活動に従事することは明確に禁止するべきである。ほかに、投資者権利保護基金をも設置することが必要である。

筆者は、「証券法」または「投資基金法」において章を設けて、投資者協会の法的位置付けに関する内容を明記させるべきであると主張してきた。しかし、その主張に反対する見解もあった。これは、上場会社、会社の役員、仲介機構、監督管理部門が投資者協会制度について十分に理解しておらず、不信感を抱いており、あるいは誤解しているかもしれないことを物語っている。反対意見の主な理由は、投資者協会が組織されると、株主は権限を濫用し、上場会社、会社の役員、仲介機構、監督管理部門に対して不当に干渉する恐れがあり、場合によっては、証券市場の監督管理の秩序も混乱に陥れかねないというものである。しかし、このような見解は、投資者に対する教育、指導および自律意識の育成などに関して投資者協会が果たしうる重要な役割を無視している。実際には、投資者協会が広範な株主を代表して法律に従って上場会社の役員、仲介機構または監督管理部門を有効に監督することが恐れられているのであろう。

当然ながら、投資者協会が組織されるならば、上場会社、会社の役員、仲介機構などの責任感

が引き出されるのみならず、投資者を保護するための法的環境や社会的な環境を整備することに対して大きな寄与が期待できる。これにより、投資家の継続的な投資意欲も引き出され、証券市場参加者のためにもなる。投資者が投資活動のルールに絶望的であることこそ、証券市場の最大の悲哀であると言えよう。

八 メディアによる株主総会運営への監督

(1) 記者は上場会社の株主総会を傍聴することができるのかという問題が、「済南原動機付自転車株式会社」が株主総会取材しに来た記者を退場させたことによって提起されるに至った。

「中国証券報」2002年2月7日の記事によれば、当該新聞社の記者は2002年2月6日に「済南原動機付自転車株式会社」に駆け付けて、会社の2002年一回目の臨時株主総会を傍聴しようとした。その臨時株主総会の決議事項は、会社定款変更の承認、役員人事などであった。会社は連続して赤字を出しており、もうすぐ「ST株」¹と宣告されそうであったため、臨時株主総会はとりわけメディアから注目されていた。しかし、記者の傍聴は会社の代表取締役にな断られ、株主総会から退場させられた。その会社は、以前にも記者を退場させたことがあるらしい²。

当該会社はなぜ記者の傍聴を拒否したのか。その理由は何か。実は、会社は株式を上場してから既に8年間経過していたのであったが、親会社に計25・8億円を貸し出していた。しかし、親会社が返済したのは、貸出額の僅か1割でしかなかった。会社は親会社およびその他のグループ関連会社のために6億円の担保を提供している。会社は8年間経過の後、上場当初の優良企業から巨額の債務を抱えた会社へと転落した。会社の内部事情に詳しい関係者は、このような結果をもたらした根本的な原因は、企業統治に関する法律が整備されていないのに加えて、会社の監督メカニズムが欠けており、会社の開示制度が整備されていないところにあると指摘している。会社の機関設置をはじめ、調達資本の用途などの面において多くの問題がある³。

この記事が報道された後、社会界から多くの意見が寄せられ、メディアによる株主総会の監督を強化すべきであるという声が高まってきた。

(2) メディアによる株主総会の傍聴の権利は、これを認めるべきである。企業統治を改善し、株主権の保護を図るためには、社会界が株主権を侵害した行為に対して監督することが不可欠である。メディアなどの輿論を通じて監督することは、コストが低く、影響力が強いといった特徴

を持っている。また、マスメディアは少数株主にとって会社情報の収集源であり、上場会社と株主との間に行われる情報交換の最も有効な場でもあり、上場会社の違法行為を監督するうえで大きな役割を果たすものである。したがって、株主権の保護におけるメディアの役割を強化しなければならない。

株主総会は、企業統治の最も基礎的な部分である。株主総会の運営が健全でなければ、良好な企業統治システムを構築することは期待できない。また、株主総会は株主が議決権や、会社経営情報を知る権利などを行使する場でもある。メディアが株主総会を傍聴することは、株主総会制度の運営を改善するうえで有意義なものであって、企業統治の改善や、株主権の保護にも寄与できるものである。

実務においては、株主総会の形骸化が深刻になっている。上場会社においては、個人株主は持株率が低くしかも各地に散在しているので、時間的に株主総会に出席する余裕がないうえに、出張費用なども相当の負担になるため、少数株主が株主総会に欠席することが目立っている。少数株主が自分で議決権を行使できず、または株主が他人に議決権の行使を委託したくない場合には、メディアによる協力が必要となる。メディアは株主総会を傍聴することによって株主総会の議題、進行状況などを少数株主に伝えることができる。このように、メディアによる監督は、株主の会社情報を知る権利を実現させる重要な手段の一つであり、上場会社の情報開示制度について補助的な役割を果たすものである。ほかに、メディアによる株主総会の傍聴は、株主の共益権、自益権の行使にも役立つ。

メディアの株主総会を傍聴する権利は、株主総会に単に列席するのみならず、株主総会において重要なニュースに関して客観的、かつ公平的に報道する権利、さらに質疑の権利を含むべきである。すなわち、新聞記者は株主総会の進行に混乱をもたらさない限り、取締役または監査役に対し質問することができ、取締役または監査役はそれに回答しなければならない。ただし、会社の秘密にかかわる問題や調査して初めて答えられる問題であれば含まれない。

中国の「会社法」や「上場会社の規範意見」においては、メディアの株主総会の傍聴に関する規定が置かれていない。「上場会社の規範意見」では、「株主（またはその代理人）、取締役、監査役、取締役会秘書、ハイレベル管理スタッフ、会社の顧問弁護士、取締役会から招聘された者を除いて、会社は、それ以外の者の入場を拒否することができる」と規定されている（28条）。ここにいう「招聘された者」には新聞記者が含まれていると解釈するべきであろう。

メディアが上場会社の企業統治において重要な役割を果たしている中国の実情に配慮して、会社の株主総会におけるメディアの傍聴を権利として会社法に明規することを提言したい。また、

CSRCもメディアによるこの権利の行使を支援するべきである。法改正に先だって、CSRCは、行政法規を制定し、上場会社の定款に新聞記者の傍聴に関する内容を記載することを求めるべきである。一方、上場会社の役員は、メディアによる株主総会の傍聴権について、これを単にメディアの権利として認識するのではなく、上場会社の情報開示義務の一環でもあり、会社情報を知るという株主権の重要な内容でもあると認識することが必要であろう。さらに長い目で見れば、メディアが株主総会を傍聴することは、会社の広報活動の一環でもあり、会社の役員が自社経営につき自信に満ちていることをも表している。上場会社の役員は、メディアからの批判やアドバイスに耳を傾ければ、公正かつ効率的な会社経営の実現にも寄与できると思われる。

実務においては、メディアによる株主総会の傍聴を積極的に受け入れ、新聞記者のために傍聴席を設ける会社が少なくない。たとえば、「小鴨電器株式会社」は会社が設立されて以来、株主総会を開催するたびに新聞記者を受け入れてきた。「佛山照明株式会社」は新聞記者を受け入れることを「会社の株主大会議事規則」に書き入れた⁴。

言うまでもないことであるが、メディアは責任をもって、客観的、中立的、かつ公正に真実を報道しなければならない。現在は、メディアによる監督が行きすぎているのではなくて、その監督の役割がまだ不十分であると言うべきであろう。

¹ 訳者注：2年間連続で欠損を出し、経営悪化した上場会社の株は、ST (Special Treatment、特別処理) 株と名付けられ、市場での取引に制限が加えられる。

² 辰雨「済南原動機付自転車株式会社が新聞記者を拒否する理由」中国証券報 2001年2月7日。

³ 同上。

⁴ 同上。